

13 環境省(特区第12次 再検討要請)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
130010	再生利用認定制度対象品目の拡大(木質バイオマス等)	循環型社会形成推進基本法第2条 廃棄物処理法第8条、施行規則第1条の7、ダイオキシン類特別措置法第12条 大気汚染防止法第6条	廃棄物の処理は、廃棄物処理法に基づき行わなければならない。	他の廃棄物を混入しないオガ粉・チップ材・パーク材等の木質バイオマス(以下「木質バイオマス」と略記)を再生利用認定制度の対象廃棄物に加え、もしくは、同制度同等の措置(処理業の許可を受けず)に当該認定に係る廃棄物の処理を業として行い、かつ、施設設置の許可を受けず)に当該認定に係る廃棄物の処理施設を設置できるようにする)とすることを、ないし、「専ら再生利用の目的となる廃棄物」に指定することにより、バイオマスエネルギーの活用促進に資する。	今日の原油価格の高騰に伴い、重油由来の熱エネルギーを用いる各事業体においては、経済的打撃を被る中、他方では、木質バイオマスの熱源利用の取り組みが見られる。この取り組みは一部の大規模な施設を有する事業体において顕著であり、小規模な事業体においては浸透していない。これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」と略記)における産業廃棄物処理に係る各種許可申請が一つの障壁になっていると考えられる。弊方においては、木質バイオマス、特に宮城県内においてその8割が廃棄されているパーク材を、トマトのハウス栽培の熱源として利用することを検討しているが、前述と理由を同じくして実現に支障をきたしている。 再生利用可能でありながら産業廃棄物の対象となる品目については、平成9年度の廃掃法改正により再生利用認定制度に指定され、規制緩和措置が数か行われている。しかしながら、木質バイオマスについては、廃棄物の再生利用に係る特例制度(廃掃法第9条の8及び第15条の4の2)の中で、「認定の対象となる廃棄物」に指定されておらず、また、「認定の基準」の4には、「受け入れる廃棄物を主として燃料として使用することを目的とするものではないこと」とあり、現状、認定対象とは成り難いところである。これは、熱利用中の強制工工程において発生するダイオキシンを懸念してのことと思われるが、物の性状や排出状況の定期的な確認と報告を義務付けることにより、その発生を未然に防ぐことが可能であり、環境生活の保全上支障をきたすものではない。また、本法の上記による規制の緩和は、カーボンニュートラルエネルギーの導入を促進するものである。	C		再生利用認定制度は、廃棄物のリサイクルを行うに当たって、生活環境の保全上支障が生じることのないことや、再生品が利用者の需要に適合し利用が見込まれること等の一定の厳格な要件に該当する再生利用に際して業の許可及び施設の許可を不要とする産業廃棄物処理法上の特例制度である。御提案の、木質バイオマスを熱源利用(熱回収)する場合は、そもそも「再生利用」に当たらないため再生利用認定制度の対象とすることはできない。なお、再生利用認定制度の「再生利用」に熱回収まで含めてしまうと、廃棄物処理の優先順位(発生抑制、再利用、再生利用、熱回収、適正処理)に沿った処理が確保できなくなる可能性があることから、特例制度としては再生利用までが適当とされているものである。 専ら再生利用の目的となる廃棄物については、当該廃棄物が確実に再生利用されるものであることが前提であるところ、木(くず等)については現状において「不法投棄」不適正保管等の不適正処理がなされることが発生しており、確実に再生利用されているとは言えないこと、かつそもそも木質バイオマスの熱源利用は再生利用には当たらないこと、また、これを専ら再生利用の目的とする廃棄物と扱うことはできない。また、廃棄物はそもそも扱いに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常に持つ性質を有しており、こうした可能性は再利用・再資源化が可能であることにより否定されるものではないことから、木質バイオマスを熱源利用する場合に、廃棄物処理法における許可制度の適用外とすることはできない。	現在、焼却処分されている産業廃棄物を有効に活用するという意義があるものと考えが、提案を実現する観点からも提案者がどのような方法を取りうるのか、回答の中で明確にされたい。右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	御回答のうち「木くず等については(中略)確実に再生利用されているとは言えないこと、については、以下の3点を条件として、業の許可・施設設置の許可等において、特区として認定されたい。 ・熱回収利用に当てはまるものを、県内で排出されるパーク材へ限定する()。 ・あらかじめ回収先を県知事へ申請することとし、あらたに追加する場合においても変更申請することとする。 ・月ごとの回収量・焼却量を計測・記録し、この結果を毎年1回、都道府県知事に報告する。 別紙の「背景3」を参照のこと		1 0 5 0 8 0 2	みやぎ未来バイオ合同会社	宮城県	環境省
130020	一定区域内に対する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の適用除外の申請	廃棄物処理法第9条の8及び第15条の4の2	廃棄物の処理は、廃棄物処理法に基づき行わなければならない。	官・民間発行行為、維持作業によって発生する「生」の被伐採草木根類を山林の一定区域に堆積備蓄し自然堆肥化処理およびそれを促進させるための実験研究を行うに当たり、その備蓄・実験林区域に対して、その際に抵触する「廃棄物の処理および清掃に関する法律」の非適用特区を申請する。	実施内容 官民開発行為、維持管理作業によって発生する「生」の被伐採草木根類を提案者個人の所有地及び借地である山林の一定区域に搬入し、それらを有価物として搬出名義人より購入し堆積備蓄することにより堆肥化処理を事業を行う。その生成堆肥は提案者が以前より個人事業として従事していた有機シキミ栽培(添付書3)の肥料として用いる。 また、当事業と併行して被伐採物の堆肥化を酵素により生物化学的に促進させる研究も行っていく。 【提案理由(下記の詳細は別紙添付書類に記す)】 伐採草木根処分における著しい低コスト化とロス削減が可能。 神化花栽培用の堆肥が確保できる。 地域における雇用促進につながる。 草木根の堆肥化促進の研究開発の実験場になる。	C		廃棄物はそもそも扱いに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常に持つ性質を有しており、廃棄物処理法で適正な処理を担保しているものであり、こうした可能性は御提案のような場合であっても廃棄物としての性質はかわるものではないことから、同法の対象外とすることは適当でない。 なお、廃棄物を使用して、営利を目的とせず学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行うもので、都道府県知事が当該試験研究計画の提出を受け適正な試験研究に該当すると判断した場合は、廃棄物処理を業として行うものではないため、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置の許可は不要である(平成18年3月31日環境産発060331001号通知)。	廃棄物の不適正な処理に関する事件が後を絶たないこともあり、貴省の懸念も理解できるが、提案者の実施したい事業には一定の意義もあり、実態、過去においても「シキミ」の栽培において相当の実績を挙げている。 構造改革特別区域基本方針にあるように、「実現するためにどうすればいいか」という視点で、提案者がどのような手続を踏めば、提案を実現できるのかについて、回答の中で明確にお示し頂きたい。		1 0 7 1 0 1 0	谷仲林業株式会社	兵庫県	環境省	
130030	使用する燃料に伴う「廃棄物焼却炉」の適用除外			きのこ使用済み培地を利用した焼却炉について、「廃棄物焼却炉」の適用から除外する。	きのこ栽培用及び加温ボイラーとして利用することにより、全国一のきのこ生産量を誇る長野県において、化石燃料の代替燃料としての有効利用、使用済み培地の効率的利用を目指す。 提案理由： きのこ栽培に使用する培地はコーンコブやオガコなど有機由来原料を主としており、燃焼による環境負荷への影響が少なくないと考えられる。 しかし、燃焼した場合には「廃棄物焼却炉」の適用を受けることとなり、農家段階での有効利用の妨げとなっている。 使用済み培地を規制から除外し、現状のまま燃焼してきのこ培地の殺菌用やハウス栽培の加温用ボイラー燃料として利用できれば、きのこ生産に伴うコスト軽減や資源の有効利用を図ることができ、環境配慮や生産振興につなげることができると考えられる。	C		「『廃棄物焼却炉』の適用を除外」の具体的内容が定かでないが、使用済み培地を焼却する施設に対する規制となり得る規定を有する法律として、下記のものと考えられる。各法に定める規制の適用に関する考え方は次のとおりである。 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】 廃棄物処理法が、廃棄物について規制を及ぼしているのは、廃棄物はそもそも扱いに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常に有していることによるものであり、こうした可能性は再利用・再資源化が可能であることにより否定されるものではない。 したがって、環境配慮や生産振興という観点であっても、廃棄物の対象外とすることは適当でない。 【ダイオキシン類対策特別措置法】 ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類を発生・排出する施設の適切な管理を担保する必要がある。 したがって、環境配慮や生産振興という観点であっても、廃棄物に該当する「使用済み培地」を焼却する施設について、ダイオキシン類対策特別措置法の対象外とすることは適当ではない。	いわゆる廃棄物処理法において、廃棄物の処理施設であっても、一定程度の規模までのものについては許可なく設置することができることとなっているが、設備の構造基準については一律に守ることとされていると理解してよいが、提案者の意見にもある通り、一般農家等がクリアするには非常に負担になる場合が多いと思われるため、許可の不要な小規模な施設については、構造基準の緩和ができないか検討されたい。緩和が適当でないのであれば、その具体的な緩和について示していただきたい。右の提案主体の意見も踏まえ、再度回答をお願いする。	きのこの使用済み培地が廃棄物であり、それを燃焼する施設について法の対象から除外できないことについては理解するものの、一般廃棄物焼却炉として設置する場合の許可と構造上満たさなければならない基準は(別紙参照)、一般農家がクリアするには設備投資が多額となることや事務的な煩雑さを併せ、非常に負担になると懸念される。一般廃棄物処理を業としている者を含めた許可基準を一律適用するのではなく、きのこ使用済み培地を燃焼する場合については、環境保全上の支障がないと思われる範囲で、適用除外できる旨のご検討をお願いしたい。		1 0 4 0 5 0 1 0	個人、個人	長野県	環境省
130040	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園法第13条第3項第1号、自然公園法施行規則第11条第11項	平成16年度より以下のとおり基準を明確化。 特別保護地区地区、第1種特別地域及び海中公園地区等の地域内で行われるものでないこと。 風力発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 風力発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 野生動物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないこと。 風力発電施設の色形、形態が周囲の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 風力発電施設の撤去計画が定められており、撤去後の跡地整理がなされることとなっていること。 風力発電施設に係る土地の形状変更規模が必要最小限であると認められること。 支障木の伐採が僅少であること。	国立公園内での風力発電施設設置について、風車の設置が周辺の風致、景観と調和すると認められる場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。 本県では、平成22年度の温室効果ガス排出量を平成2年度から6%削減することを目標として地球温暖化対策を進めており、その対策のひとつとして、風力発電の出力を現在の5700kWから平成22年度までに10万kWまで増やす計画である。 このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。	C		環境省は、平成16年に国立公園内における風力発電施設の設置のあり方について基本的考え方を取りまとめ、それに基づき風力発電施設の審査基準を明確化した。基本的考え方では、優れた自然の風景地として国家的見地から保全上の意義が認められ区域指定された国立・国定公園においては、財産権の尊重や国土の開発その他の公益の調整に留意しつつも、人為的な影響を極力抑制し、自然景観の保護と生物多様性の保全を主として考えることを基本としている。国立・国定公園の自然景観の保護や生物多様性の保全と地球温暖化防止への取組みの両立を図るためには、現行の審査基準に基づいて個々の案件ごとに慎重に検討する必要がある。構造改革特区による基準の緩和は認められない。	右の提案主体の意見をもとに、再度検討し回答されたい。	温室効果ガス排出量の削減対策が進まない状況において、風の条件のよい場所に風力発電施設を設置することは有効な対策のひとつであり、公的な使命を負った施設として、その公益性を高いたし、評価すべきと考えられる。 また、自然公園区域であっても、風車は他の工作物と異なり、自然の風景との親和性が高いという特殊性をもつため、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外すべきと考えられる。		1 0 9 3 0 7 0	兵庫県	兵庫県	環境省	
130050	石油精製及び石油化学プラントにおけるガス専焼炉の煤塵濃度測定頻度の緩和			石油精製及び石油化学プラントにおけるガス専焼炉の煤塵測定は、大気汚染法施行規則第15条第3号ハの規定により、およそ1回/2ヶ月の頻度で行うことが定められている。これをガス専焼炉と同じ(大気汚染法施行規則 第15条第3号イ、1回以上/5年)にする。	石油精製及び石油化学プラントで用いるガス専焼炉(例:エチレンプラントの分解炉)の燃料は水素、LPGを主体としたクリーンなガスであり、未燃物がなく、ガス専焼炉と同様に煤塵の発生は考えにくく、過去のデータでも裏付けることができ、したがって、煤塵の測定頻度をガス専焼炉と同程度とよいと考えられる。	C		提案者の使用しているガス専焼炉については、クリーンなエネルギーのみを用いており、データも煤塵による大気汚染の可能性が少なくないと考えられるため、5年に1度の測定でよいと分類されるものと同等に扱うなど例外的に緩和措置を取ることができないか、もしくは分類の見直しを行うことができないか検討されたい。 また、前回の貴省回答において示されているのは、現行法令上の分類と説明等であり、提案者が求めていることや示しているデータを検討した上でのが回答とはなっていないため、今回は右の提案主体からの意見や参考資料も踏まえて、真摯に検討のうえ回答されたい。	要望する設備が「石油製品、石油化学製品又はコーラル製品製造の用に供する加熱炉」に分類されることは承知している。しかし、このカテゴリーに分類される施設の煤塵発生の可能性は同一でない。今回提案したガス専焼炉のエチレンプラントの分解炉は、5年に1度の測定でよいと規定される「ガス専焼炉」と構造的に類似しており、燃料はクリーンであり煤塵の発生は考えにくい。本要望は煤塵発生の可能性の低い施設の測定頻度の緩和を求めるものであり、再検討願いたい。		1 0 3 5 0 5 0	大分コンビナート立地企業連絡協議会	大分県	環境省	

13 環境省(特区第12次 再検討要請)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁	
130060	気象計の気象検定対象の除外事項の新設			大気汚染防止法第22条に基づき都道府県知事が実施する大気汚染常時監視における気象観測機器について、気象業務法第9条に基づく(検定の対象から除外する措置を講じてもらいたい。	大気汚染防止法に基づき実施する大気汚染常時監視の内、風向風速などの気象観測は、著しい大気汚染の状態の継続性の確認や現象の解明のための資料を得ることを目的として行っているものであり、これに基づき気象の予報や警報を発令するものではなく、また、広く一般に提供する義務があるものでもない。 従って、気象予報や警報を発令するために用いるものではない気象観測機器に対しては、気象業務法による5年ごとの検定を受けなくてもよいこととされたい。 [提案理由] 日常点検を実施するとともに、定期的なメーカーによる機器点検を行っているため、検定を受けなくても支障はない。 本県その他、県内の政令指定都市及び中核市が設置している風向風速計も検定が義務づけられており、相当額の経費がかかっている。ちなみに57局を有する本県の場合、5年ごとに必要な気象検定には、検定料は低額であるが、業者の作業費を含めると、1台あたり約50万円ほどの経費がかかるため、一年に10台、500万円以上の経費がかかることとなり、予算確保に支障が生じている。これが除外となれば、別の優先課題の予算として利用できる。 [代替措置] 大気汚染常時監視における気象観測データについて、「公表されると社会的混乱を招くおそれがある。」との弊害については、公表する場合に「気象検定を受けていない機器による測定データであるため、参考値としてください。」との注意書きを添えることにより防げることができる。	E		当該機器の検定対象からの除外については、気象業務法を所管する気象庁の判断によるものとする。					1 0 9 2 0 1 0	愛知県	愛知県	国土交通省 環境省
130070	入札参加資格を、受託して得た資金をもって非営利事業を実施する特定非営利活動法人に限定する	会計法第29条の3 予算決算及び会計令第3条	契約担当官等は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行なうため特に必要があると認めるときは、各府省庁の長の定めるところにより、資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行なわせることができる旨規定。	沖縄県内から出土する不発弾の最終処分事業を、委託する際に実施される入札において、営利企業を入札参加資格者から排除し、非営利活動事業を実施するNPO団体の間で競争することとする	(制度の現状) 不発弾の最終処分は、ロンドン条約により海洋投棄が禁止され、陸上で実施されることとなった。防衛省では、競争入札により委託先を選定することとしている。 (提案理由) 沖縄県内より出土する不発弾は国内唯一の住民の巻き込んだ地上戦によるものであり、国内他地域の不発弾とは歴史的背景が異なり、県民の不発弾に対する捉え方も沖縄戦に対するものと同様年数の経過だけでは納得できない。20万人を超す大量殺戮の使い残りである不発弾や住民の集団自決現場から出土する日本軍の不発手榴弾を全開けしようなどと言ふのは言語道断であり、戦争の反省を踏まえた戦後処理より企業の経済効果を優先しようとするものである。不発弾の最終処分事業により得た対価は、営利企業の利益としてではなく、特定非営利活動法人が実施する難病児救済の医療支援などといった非営利事業の原資とされるべきである。 (事業の内容) 最終処分委託先を選定する競争入札において、営利企業とNPOが競争して落札することは困難である。非営利事業を実施することが明らかなNPOが受託することを確認するために、営利企業を参加資格者から除外した入札を実施する。提案が実現した場合、当会は、不発弾処理作業チームNPOと、その受託により得られた対価によって非営利事業を実施する難病児支援基金運用チームNPOを立ち上げて入札に参加する。処理技術の確実性と安全の確保については、不発弾処理のエキスパートである自衛隊不発弾処理隊のOBの方々の協力を受けて対応する。	C		公共調達の適正化について(平成18年)によると、「公共調達については競争性及び透明性を確保することが必要であり、いよいよ国民から不適切な調達を行っているのではないかと疑念を抱かれるようなことはあってはならない。」とされており、また、留意事項として、「予算決算及び会計令第73条に定める競争参加資格は、競争を適正かつ合理的に行うために必要な限度において設定されるものである」ともされており、競争を適正とするためには、民間の陸上処理をNPO団体に限定させて競争させることは、民間事業者の参画する機会を奪うことになり競争性及び透明性の観点から適当ではない。	不発弾処理に際しては、適切な実施、安全性の確保等のため、専門的な知識、実務経験等が要求されることとされるが、競争入札の実施にあたってどのように助産されているか、また、指名競争入札で実施される場合には、技能経験者等についての要件をつける必要があると思われるが、現在実施又は今後実施が予定される不発弾処理に関する入札の要件を回答されたい。	貴省の回答を果たして回答と捉えてよいものか甚だ疑問に感じております。某NPOが貴省の窓口を訪ね営利企業の排除を申し入れたというのであればこの様な回答も有り得ましようが、申し(も内閣府提唱の構造改革に則つての申請です。現行の規制、法律等をその地域、その事業に限定して緩和、運用する事が国民に等しく幸福をもたらすのであれば従来の構造を改革する、というのが構造改革特区であると理解しております。当事業の構想に対し異議を唱える者は未だ一人も知りません。費用対効果、道徳的見地、その他諸々の見地からしても国民の支持は得られるものと確信しております。貴省におかれましても国民的視点からの審議を切望します。	1 0 5 5 0 0 1 0	県民の手による不発弾の最終処分を考える会	沖縄県	環境省 防衛省		
130080	狩猟鳥獣の追加	鳥獣保護法第2条第3項 鳥獣保護法施行規則別表第1	狩猟鳥獣を、狩猟期間中に可猟区域内において、法定猟法により捕獲する場合には、狩猟免許を所持し捕獲等を行うとする都道府県知事に、対し狩猟者登録を行っている者は、鳥獣保護法第9条第1項による捕獲許可を要しないこととされている。	「奄美大島のノヤギ」を狩猟鳥獣の対象とすることで、狩猟期間において、速やかに捕獲できるようにする。	提案理由 奄美群島は昭和49年に国立公園として指定を受け、その豊かな自然を現在まで受け継ぎ、平成15年には奄美群島を含む琉球諸島として世界自然遺産の候補地に選定されている。 しかしながら、現在、奄美大島には約2,300頭(推定)の野生化した山羊(ノヤギ)があり、その多くが海岸部の崖地に生息し、一帯の野草を根こそぎ食べることから、土砂流出や植生破壊等が引き起こされ、森林内の希少動植物への影響も懸念されています。 食害が原因となり道路崩落等が発生した奄美大島南部では、その対策として、平成19年2月に有害鳥獣としての捕獲が実施されている。 しかし、今後の被害が懸念される森林部において同制度を活用するには、ノヤギが原因となった被害を示す必要等から、迅速な対応が難しいのが現状である。そこで、希少動植物への食害を未然に防ぎ、また被害箇所の植生回復を図るため、奄美大島のノヤギを狩猟鳥獣とし、狩猟期間においては、速やかに捕獲できるよう望むものである。 代替措置 山羊とノヤギの区別を図り、適正に捕獲するため、適正飼育管理条例を制定する。また、捕獲する際には、住民へ十分な周知を図る。	C		鳥獣保護法では、野生鳥獣とは、当該個体が元々飼育下であったか否かを問わず、所有者の管理を離れ、常時山野等にて、専ら野生動物を捕食し生息している鳥獣を指している。 ノヤギについては、山野等において放牧されている個体である可能性があるため、野生化した個体であるか飼育下にあるかの判断が不可欠である。 狩猟鳥獣の狩猟による捕獲については、個々の狩猟者が行う狩猟鳥獣の捕獲行為について審査等するものではないため、所有者の有無を客観的に確認できないことから、今回の特区提案は適当でないと思われる。	提案者は、ノヤギであるか否かについて分類ができるよう条例を制定する旨を表明しているところであり、貴省の回答にある懸念は本提案についてはあてられないと考える。 また、自然環境や生物に対して被害が及んでいる場合に、市町村自身が有害鳥獣捕獲の許可を受け、ノヤギは明確に区分され、所有者の有無を客観的に確認することができるから、「ノヤギ」は野生鳥獣に該当すると考え、再度検討し回答されたい。	今回の特区提案と並行して、提案者の5市町村では「山羊の放し飼いを禁止等に関する条例」の制定作業を進めている。(制定済自治体も有) この条例において「飼い山羊」と所有者のいない「ノヤギ」を定義し、「飼い山羊」については、放し飼いを禁止するとともに、自己の所有を首輪等により明示することと義務付けている。 本条例の適正な執行を図ることにより「飼い山羊」と「ノヤギ」は明確に区分され、所有者の有無を客観的に確認することができるから、「ノヤギ」は野生鳥獣に該当すると考え、再度検討し回答されたい。	1 0 5 9 0 1 0	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町	鹿児島県	環境省		
130090	カラスの卵等の捕獲に係る手続の簡略化	鳥獣保護法第9条第1項	農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を使用とする者は、鳥獣保護法第9条第1項の規定による捕獲許可を要することとされている。	間接的に人に被害を及ぼす恐れがあるカラスの卵、雛の捕獲を、書面による申請、許可制から、事前連絡等一定の条件下においては口頭による捕獲を認める。	カラスが人を威嚇攻撃するのは、主に子育て中の短期間である。一方、書面によって申請後許可を受けて行う捕獲では、事務手続に一定期間を要し、被害を最小限にとどめることができないのが現状である。このため、草加市では、第11次の提案とおおむねの許可を必要とせず、事後報告によるカラスの卵等の捕獲が可能とする制度の創設を希望したが、事後報告では過大な捕獲や適正な捕獲手段によるものかを審査できないとの理由によって実現していない。 そこで、特区認定市区町村においては、カラスの卵等の捕獲を希望する市民等から電話等で連絡があった場合に、捕獲による方法であってもやむを得ないと判断された時には、不適切な捕獲方法とならないよう指示することにより、捕獲することができることとする。 なお、捕獲した場合には、後日その報告を求められることとする。	C		鳥獣保護法では、鳥獣の適切な保護管理をはかる観点から原則として鳥獣(雛及び卵を含む)の捕獲等を禁止しているところであるが、法第9条により、生活環境等へ被害を及ぼしている又はこれまでの被害実績等から被害を及ぼすおそれのある鳥獣の被害を防止する目的で鳥獣の捕獲等を可能としている。 法第9条に基づく鳥獣の捕獲については、生活環境等に係る被害を防止する目的等、法に定める目的に適合している場合のみ許可されるものであり、許可権限者は、申請内容が法令に定められた目的に適合したものであるか否か等を適切に審査した上で許可しているところである。また、捕獲等の許可申請にあつては住民の安全の確保や地域の静穏の保持等に対する被害を防止する目的で設置している書面による必要がある。 電話等による連絡では、捕獲する鳥獣(カラス)が実際に被害を生じさせているか又は被害を生じさせるおそれがあるか、さらに適正な捕獲手段であるか否かの客観的な確認ができないため、鳥獣の適切な保護管理を推進する上で適当でないと思われる。	貴省の回答にある「客観的な確認、何が意味するのか不明であるが、書面で求めているものと同じ内容について事前に電話で確認ができ、かつ提案者の意見があるように、自治体職員が事前に現場を確認することなどにより、許可に必要な情報と同等のものがある」と考える。よって、右の提案主体からの意見も踏まえ、条件付で緩和を認め、本提案を実現することができないかについて、再度検討し回答されたい。	カラスの被害は主に子育て中の親ガラスが人を威嚇攻撃する行為であり、被害を最小限にとどめるためには巣を迅速に撤去する必要があるが、現状の事前許可制では、迅速な対応が取れないのが現状である。 このため、確認による捕獲を認めていただく(提案を行ったもの)であるが、貴省の回答では電話等の確認では不十分とのことであった。 そこで、その対策として、職員が現場に行き、カラスの被害と適正な捕獲手段を確認した場合、捕獲できることとしたい。なお、正式に捕獲した場合は後日報告を受けることとし、確認事項と合わせて記録を残すものとする。	1 0 8 2 0 7 0	草加市	埼玉県	環境省		
130100	はこわな特区	鳥獣保護法第9条第1項 第11条第1項第2号イ 鳥獣保護法施行規則第2条第1項第3号	狩猟鳥獣を、狩猟期間中に可猟区域内において、法定猟法以外の猟法により捕獲する場合には、鳥獣保護法第11条第1項第2号イの規定に基づき、鳥獣保護法第9条第1項の捕獲許可を要しないこととしている。 「囲いわな」は、鳥獣保護法施行規則第2条第1項第3号の規定により、法定猟法から除外されていることである。	農業従事者に対し、自ら所有する農林地内において、有害鳥獣捕獲を狩猟期間の「囲いわな」だけでなく、通常の「囲いわな」とは「はこわな」が実施できるようにする。	(現状) 野生鳥獣を保護し、自然環境を保全していくことは極めて大切なことであるが、一方農林業の振興を図る観点から野生鳥獣による食害をできるだけ抑えることが求められている。しかし狩猟者の減少、高齢化や地域の過疎化(森林に人の手が入らなくなり、人と野生鳥獣の境界が崩れてきた。)などの影響により有害鳥獣の駆除が難しく、農林業被害が拡大している。そこで、農業・林業従事者が、事業に対する被害を防止する目的で「囲いわな」を設置できる「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第2条第3項但書き」を拡充し、「はこわな」の設置を可能とすることが今回の提案である。なぜなら、インシシ等は1m以上ジャンプすることができ、「囲いわな」を設置しても、逃げてしまつてしまうからである。 [現状の対策] 1 有害鳥獣捕獲許可を受けた猟友会による駆除 2 電気柵等の被害防止策 3 農業従事者による狩猟期間における「囲いわな」 [現状の問題点] 1 狩猟者の減少 2 狩猟者の高齢化 3 囲いわなからのインシシ等の逃走 (代替措置) 「はこわな」による事故・違反を防ぐため、狩猟免許保持者がその集落にいること、狩猟免許保持者による狩猟期間のわな設置講習を行う。	C		「囲いわな」は、上面を除く(周囲の全部又は一部を杭や柵等により囲い込むものをさす)であり、柵などは、これに加えて上面は屋根形状のものでも覆われている。 「囲いわな」については、クマの錯誤捕獲があった場合や人が誤って「囲いわな」に進入した場合でも、上面から脱出することが可能であるため、農業従事者が自らの事業に対する被害を防止する目的で設置する場合は、法定猟具から除外している。 一方、柵などについては、人が誤ってわなに進入した場合に脱出できない(なるおそれが高いため、狩猟や使用する猟具等について必要な知識を有していない者による捕獲行為は極めて危険であり、御指摘の提案は、狩猟に伴う猟具の使用にかかる危険を予防する観点からは適当ではないと考える。	貴省の回答にある「人が誤ってわなに侵入すること」は現実的には考えにくく、また、仮にそのような場合でも人間であれば用意に脱出が可能な仕掛けにし、御指摘のあった人が誤ってわなに侵入した場合など安全性について、下記の点に回避できると思われる。 狩猟免許保持者による設置講習によりはこわなの危険性の周知徹底 標識の設置や注意標識の設置 事故防止等のための頻繁に見回りの義務付け	はこわなの設置により鳥獣による被害の防止に役立つため、再度検討をお願いしたい。御指摘のあった人が誤ってわなに侵入した場合など安全性について、下記の点に回避できると思われる。 狩猟免許保持者による設置講習によりはこわなの危険性の周知徹底 標識の設置や注意標識の設置 事故防止等のための頻繁に見回りの義務付け	1 1 2 6 0 0 1 0	A市	その他	環境省		

13 環境省(特区第12次 再検討要請)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容-提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管-関係官庁
130110	カモシカ特区	鳥獣保護法第9条第1項	農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を使用する者は、鳥獣保護法第9条第1項の規定による捕獲許可を要することとされている。	忌避剤と防護柵が設置されているいないに関わらず、カモシカ個体数調整を実施できる特区の設置	(現状) カモシカなど野生鳥獣を保護し健全な森林を育成することは、自然環境を保全する上から極めて重要であるが、一方、林業振興を図る上で野生鳥獣による被害をできるだけ抑えることが求められている。カモシカの成育数の増加により森林被害は深刻となっており、被害をできるだけ抑えることが求められている。現在、カモシカ保護の政策のもと、忌避剤塗布や防護柵設置による物理的、化学的防除方法により対策が実施されている。このため、個体数調整については、急峻な地形等により物理的に忌避剤塗布や防護柵設置が困難な地域のみ、頭数を限り実施されている。 (現状の対策) 忌避剤塗布 防護柵 個体数調整 (現況の問題点) ・被害対策を実施している箇所については、一定の効果が現れているが、その分、被害対策を実施していない新植造林地に被害が集中している。 ・被害拡大による林業経営意欲の低下(代替措置) ・カモシカの被害被害者や有識者の意見を言える委員会等の設置	D		カモシカの捕獲については、文化財保護法における現状変更許可が必要となることにも、鳥獣保護法の捕獲許可が必要となっている。 鳥獣保護法においては、現行法においても、忌避剤と防護柵が設置されているかないかに関わらず、法第9条に基づき捕獲許可を受ければ、カモシカの個体数調整の目的の捕獲及び有害鳥獣捕獲は可能であるため、ご指摘の鳥獣保護法における特区の設定は必要ないと考え、				1 1 2 6 0 2 0	A市	その他	文部科学省 環境省
130120	洋弓銃による有害鳥獣管理捕獲の免除	鳥獣保護法第9条第3項第4号 鳥獣保護法第12条第1項第3号 鳥獣保護法施行規則第10条第3項	鳥獣の捕獲許可にあっては、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあるおそれがあるときは捕獲許可はなされないこととされている。 また、対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めて捕獲等をするものを禁止することとされている。	殺傷能力の高い洋弓銃(ボウガン)による狩猟を正式に許可する。	有害鳥獣による農作物被害は、近年後を絶たない。これに対し、各市町村では猟友会に依頼し管理捕獲を行っているが、有害鳥獣は近年大幅に増加し、農作物への被害も増す一方である。有害鳥獣自体も町の資源と位置付け、共存・活用していくことが望まれている。しかし、散弾銃による鳥獣捕獲であると、捕獲した鳥獣(特に鹿)の皮を使うことが出来なくなってしまう。山梨県は、鹿皮を使った「甲州印伝」が特産品となり、鹿皮の需要は高い。皮をできるだけ傷つけない捕獲するためには、洋弓銃(ボウガン)による鳥獣捕獲が効果的である。洋弓銃は、海外(特にアメリカ)ではライフルと変わらない殺傷能力を有するものが販売されており、日本においても正式に狩猟免許を与え、規制をかける必要があると考え、そのためには、2種以上の狩猟免許を有する者が扱える道具に洋弓銃を追加し、市町村が委託する管理捕獲に利用できる環境整備を整え、洋弓銃の使用を正式に管理するべきである。 このような制度面での環境整備をすることで、地域における有害鳥獣の活用を促進するための提案である。	C	狩猟免許は、鳥獣保護法第39条に基づき「網猟免許」、「わな猟免許」、「第1種銃猟免許」、「第2種銃猟免許」と定めているところ。 弓矢を用いた猟法は、命中した個体を致死させることなく取り逃がしてしまう可能性が高く、鳥獣の保護上著しい支障があることから、鳥獣保護法第12条第1項第3号に基づき禁止猟法としている。	貴省の回答によると、「命中した個体を致死させることなく取り逃がしてしまう可能性が高く、鳥獣の保護上著しい支障がある」ということであるが、致死させることなく取り逃がすことの問題点は何か、また、鳥獣保護上の著しい支障とは具体的に何か、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたらいい。	海外で狩猟に使われている洋弓銃は、ライフルと変わらない殺傷能力を持っている。このような威力のあるものも、インターネット等で購入することが可能である。洋弓銃の適正な管理のためにも、猟洋弓銃免許を創設し、狩猟用に認めるべきであると考え、再度ご検討いただきたい。		1 1 2 1 0 1 0	個人	山梨県	環境省	
130130	夜間の有害鳥獣管理捕獲の許可			夜間の有害鳥獣管理捕獲(狩猟)に制限をかけることで認める。	銃器を利用した狩猟については、その危険性から日出前および日没後には認められていない。しかし、有害鳥獣の捕獲を目的にした場合、有害鳥獣の活動は夜間に多く、夜間狩猟が求められた場合、その効果は大きな成果を生み出すこととなる。とはいえ、夜間に山の中に入るには大きな危険があるため、認めることは難しいであろう。このため、有害鳥獣保護の観点から、狩猟区域の入り口で待ち伏せする形で狩猟については認めていただきたい。有害鳥獣を追いかけ捕獲するのではなく、農作物の保護を目的とするものである。 危険を回避するために、許可に当たっては、現在流通しているナイトスコープを利用しなければならないことを義務付けることとする。現在流通しているナイトスコープは、夜間とはいえ昼間と同レベルの視界が確保されるものである。また、近隣への騒音の観点から、同時に提案している洋弓銃を認めていただき、これと併用することで担保される。	C	人の生命身体に対する危険を防止し、公共の安全を維持するため、日の出前及び日没後の銃猟においては、鳥獣保護法第38条に基づき禁止されている。また、ナイトスコープの有無にかかわらず、視野の十分な確保が取れないなど猟場の安全確認が十分できない夜間において銃猟は極めて危険な行為であり、御指摘の提案は、狩猟に伴う猟具の使用にかかる危険を予防する観点からは適当ではないと考え、	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し回答されたい。	夜間の狩猟については、危険防止のためにも禁止されていることは理解するところである。今回の提案は、有害鳥獣の駆除のための洋弓銃を使った狩猟である。有害鳥獣は農作物に被害を起すため、夜間の活動が多い。これらのことを考えると、狩猟区域の入り口で待ち伏せすることが、有害鳥獣駆除には最も効果的であると考え、 林野の中では無く、障害物の少ない場所で待ち伏せし、ナイトスコープを利用することで、十分な視野は確保できると考えている。 一般的な狩猟では無く、有害鳥獣駆除の観点から、安全な区域を限定しての夜間の洋弓銃による狩猟について再度ご検討いただきたい。		1 2 2 0 2 0	個人	山梨県	環境省	